110	―――独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第１項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第２項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	ＫＧ		
	―――その他のもの			
121	――――関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	ＫＧ		
129	――――その他のもの	ＫＧ		
	――その他のもの			
	―――幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）			
	――――学校等給食用のもの			
211	―――――関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	ＫＧ		
212	―――――その他のもの	ＫＧ		
	――――飼料用のもの			
216	―――――学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	ＫＧ		
217	―――――その他のもの	ＫＧ		
	―――その他のもの			
221	――――独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第１項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第２項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	ＫＧ		
	――――その他のもの			
222	―――――学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	ＫＧ		

110	―――独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第１項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第２項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	ＫＧ		
	―――その他のもの			
121	――――関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	ＫＧ		
129	――――その他のもの	ＫＧ		
	――その他のもの			
	―――小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）			
	――――学校等給食用のもの			
211	―――――関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	ＫＧ		
212	―――――その他のもの	ＫＧ		
	――――飼料用のもの			
216	―――――学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	ＫＧ		
217	―――――その他のもの	ＫＧ		
	―――その他のもの			
221	――――独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第１項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第２項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	ＫＧ		
	――――その他のもの			
222	―――――学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	ＫＧ		